

# 行田市交通事故防止特別対策推進計画

## 1 趣旨

本市では、交通事故防止対策として、これまでも、市民の交通安全意識の高揚を図るためのキャンペーンや広報活動、交通安全教育活動、街頭活動などの交通事故防止対策事業や交通安全施設の設置や見直し及び点検整備などの事業を推進しています。

しかしながら、今年の11月25日に発生した交通死亡事故により、過去3ヶ月の死者数が3人に達したことから、埼玉県知事から12月5日付けで「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。

このことから、本市では市長を本部長とする行田市交通事故特別対策本部を設置し、交通関係団体等と連携しながら、この行田市交通事故防止特別対策推進計画を策定し、より広範囲でかつ充実した交通安全対策事業を実施します。

## 2 対策推進期間

平成29年12月18日（月）から平成30年3月17日（土）までの3ヶ月間

## 3 目標値

指定期間中及び終了後3ヶ月の死亡事故件数の目標値は、次のとおりとする。

指定期間中	指定期間終了後3ヶ月
0件	0件

## 4 推進計画の内容

本市では、「交通事故防止特別対策地域」に指定されたことを受け、行田市交通事故防止特別対策本部を設置し、交通死亡事故の撲滅を目的として、行田市交通事故防止特別対策大綱に基づく、重点的対策（1）から（4）までの4項目を集中的に推進するとともに、広く交通事故防止を呼び掛け、交通安全の意識の高揚を図り、埼玉県、行田警察署及び関係機関と連携、協力し、指定期間内に集中的に事業を実施します。

## 5 重点的対策の推進

### (1) 子ども・高齢者の交通事故防止

- ① 道路横断時の注意喚起を促す啓発活動の推進
- ② 夕暮れ時や夜間における反射材用品の着用促進
- ③ 自転車乗車時の自転車ヘルメット着用の推進

#### 【実施事業】

- ア 学校等における交通事故防止対策
  - ・ 交通安全教育としての校長講話
  - ・ 学校活動における交通安全指導
  - ・ 児童及び保育園児、幼稚園児への啓発チラシ配布
  - ・ 児童及び生徒向けに学校における交通安全教育の実施
- イ 関係機関、保護者との連携
  - ・ 地域の見守り団体との通学時の連携
  - ・ 保護者向けの交通安全講習実施
- ウ 交通指導員による立哨指導
- エ 高齢者サロンへの啓発活動の実施
- オ 高齢者向け交通安全講座実施時に反射材を配布
- カ 左右安全確認の路面シールの設置

### (2) 四輪・二輪車の交通事故防止

- ① 車両運転時の交通法令を遵守させる交通安全教育の推進
- ② 速度抑制を促す交通事故防止活動の推進
- ③ 早めのライト点灯とハイビームの効果的な活用

#### 【実施事業】

- ア 街頭啓発キャンペーンの実施
  - ・ JR 行田駅前での合同キャンペーンなどでチラシや啓発品を配布
- イ 事業所等への交通安全教育の実施依頼
- ウ 横断幕及び注意喚起看板、のぼり旗の設置
- エ 公用車による反射マグネットを利用した啓発活動
- オ 広報車による拡声器を利用した啓発活動の実施
- カ 自転車販売店へのポスター掲示依頼
- キ 交通防犯パトロールの実施

(3) 交差点における交通事故防止

- ① 交通事故多発交差点における立哨活動など通過車両対策の強化
- ② 横断歩道上の歩行者に対する安全誘導の推進
- ③ 事故危険箇所の安全対策の推進

【実施事業】

- ア 地域団体に対する交通事故防止研修会
- イ 交通指導員による主要交差点等での立哨指導
- ウ 事故現場における道路診断の実施
- エ 道路反射鏡、道路照明灯の点検、整備
- オ 外側線、路面標示等の視認性の向上
- カ 横断幕及び注意喚起看板、のぼり旗の設置
- キ 幹線道路、事故多発箇所の外側線の復元
- ク 市報ぎょうだ特集により、交差点での事故例を掲載

(4) 市民に対する交通事故発生情報の積極的な提供

【実施事業】

- ア 市ホームページ、広報紙への交通事故情報の掲載
- イ メール配信サービスによる交通事故情報の配信
- ウ 交通事故防止特別対策実施中の啓発チラシの全戸配布
- エ 防災行政無線による注意喚起
- オ 地域団体に対する情報提供及び協力依頼